



コラム
第2弾
あすなる会

～えんくるり事業への参画の意義～

第1回相談員連絡会を開催しました

6月22日、県内の社会福祉法人施設、市町村社会福祉協議会の相談員を対象に「第1回えんくるり事業相談員連絡会」を開催し、約60名の相談員にご参加いただきました。

「相談員連絡会」では、多様で複合的な課題を抱える相談者の課題解決に必要な専門知識や手法を学びながら、相談員同士が互いに情報を共有し、支援において連携・協働できる顔の見える関係づくりを目的としています。

第1回目となりました今回は「生活保護制度の概要と支援事例について～えんくるり事業に期待すること～」と題し、八頭町福祉事務所で生活保護の査察指導員をされている山崎様にお話をいただきました。

生活保護制度は「えんくるり事業」との連携の必要性が非常に高い制度・施策です。講義では資料に基づき、生活保護制度の基本的な考え方や、土地・建物、預貯金、生命保険、自動車の保有の取扱い等について、実際の事例を交えながら分かりやすくご説明いただき、理解を深めることができました。



その後のグループワークでは、えんくるり事業により経済的支援を実施した事例の検証を行いました。対象者が相談に至った経緯を振り返りながら、「自分の周りにも似たような状況の人がいる」、「住居がない方への支援はなかなか難しい」、「制度につなげるまでの間にも様々な支援が必要なんだと感じた」、「制度や福祉施策の知識を深め、相談支援につなげたいと思った」など様々な意見交換がなされました。

また、今後の課題として「事業の具体的なイメージや流れがまだよくつかめない」、「もっと広く事業の周知や情報提供が必要」、「事例についてもっと深く掘り下げて協議できるようなグループワークにしたい」などのご意見もいただきました。

参加された多くの方から「えんくるり事業と関連の深い制度について積極的に学びたい」との感想をいただき、今後も引き続き「相談員連絡会」をより良い研鑽の場、関係づくりの場としていけるよう取り組みを進めていきたいと気持ちをあらたにしました。

ご参加いただきました相談員の皆さま、ありがとうございました。

参加法人
増加中
7/24現在
39法人

☆引き続き多くの法人のご参画をお待ちしています☆

★鳥取県社会福祉協議会ホームページもご覧ください★

詳しくは

○参加社会福祉法人の一覧を掲載しています

○各種様式・運営のガイドラインもご参考ください



をクリック!!



えんくるり事業への
参画の意義

えんくるり事業運営委員
高草あすなろ施設長 片山 義継 氏

私たちあすなろ会は、社会福祉法人の精神である慈善、慈恵のもと、高い公益性と公共性を持つ組織として「福祉の谷間に光を」を理念に掲げています。働くお母さんたちの声なき声を受けとめ、昭和43年に未満児保育「あすなろ保育園」の開設を機に設立いたしました。更に昭和46年に知的障がい児施設の「松の聖母学園」、昭和63年には東部で初の認知症の棟を持つ特別養護老人ホーム「（現在の）白兔あすなろ」を開設し、高齢者福祉二ズの高まりと共に、保育園3園をはじめ、障がい児・者施設、特別養護老人ホーム7施設など、現在16施設を運営しています。

当初は、措置制度の中で福祉施設を運営していることが即ち社会貢献であり、また社会や地域にもそのように受け入れられていると思っていました。しかし、介護保険が始まるのと時を同じくして人口減少社会、少子高齢化、核家族化等々、問題が複雑かつ深刻化することとなり、多様な福祉二ズへの対応が必要とされてきています。既存の制度の中では、どうしても対応が難しい、時間がかかってしまうなど、制度の狭間で支援ができない事例も多くあると感じるようになりました。

あすなろ会では、利用者減免、地域奉仕活動を行い、各種の実習生、ボランティアの受入れ、施設見学や小中学校の学習の受入れなど多くの交流活動を行っています。一方、地域における社会福祉法人の原点について、「生活に困っている方を支援することではないのか?」、「社会資源として持っている施設の機能や人材を活用し、専門性を生かした新たな福祉サービスを展開すべきでは?」、「何が必要とされ、何ができるのか?」と検討を重ねていた時期である平成28年3月に社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。その第24条第2項には「社会福祉法人の地域における公益的な取組の責務」が明文化されており、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供すること」とあります。

昨年7月、鳥取県社会福祉協議会より声をかけていただき、私は法人を代表して、先進的な取り組みを行っている「香川おもいやりネットワーク事業」の視察研修に参加いたしました。事業の事務局を担っている香川県社会福祉協議会の職員及び運営委員を務めている参加法人の方々からのお話や意見交換の中で、規制や制度にとらわれることなく現場の相談員の判断で事業を実施していること、縦割りをやめ、社会福祉法人と社会福祉協議会のつながりの構築を目指していることなどを伺い、これまでやってきたことを振り返り、考えさせられる好機となりました。鳥取県版の事業の概要が整った12月、あすなろ会は様々な人の「助けて」や「困った」の声にいち早く気づき、人と人、人と地域、人と組織をつなぎ、ご縁の輪をくるりとつなぐとの趣旨に賛同し、生計困難者に対する相談支援事業（事業愛称「えんくるり事業」）への参画を決定したのでです。

これまで、介護保険事業など、国や市町村の規制の中で社会福祉事業を行っていましたが、これからはこの事業を通して、法人の設立理念である福祉の谷間に光を照らすことができます。社会を構成する全ての人々のしあわせのために貢献し、何よりも職員の意識が変わり職員が成長することを期待しています。また、多くの困難な事例を積み上げることで、制度づくりにつなげ、生活のしづらさを抱えている人が少しでも少なくなる社会に寄与したいと考えています。

